

令和3年7月7日

一般の皆様 本会会員各位

一般社団法人 日本生殖医学会
理事長 大須賀 穰
庶務担当理事 辻村 晃
(公 印 略)

(重要)本会を利用した虚偽の広告の掲示にご注意ください

拝啓 平素より本会事業へのご支援ご協力を賜りありがとうございます。

さて、昨今、不妊治療を特集した雑誌において、掲載されている医師のプロフィールにおいて、本会の会員でもないにも関わらず会員とし、本会に存在しない資格をあたかも本会で認定し、その資格を保持しているかのような記載が見受けられました。これは、医療法第6条の5第1項上の「広告」の要件、すなわち誘引性(患者の受診等を誘引する意図があること)及び特定性(医業を提供する者の氏名や病院・診療所の名称が特定可能であること)を満たしており、医療法が禁止する虚偽の広告に該当します。

本会としては、このような行為を重く受け止め、理事会でも審議のうえで、迅速に法的な措置を取らせていただくことといたしました。不妊治療を受ける患者さんの気持ちを利用した悪質な行為ですので、今度も同様なことが見受けられた場合も会員、非会員問わず、会員の場合は会員資格そのものを含め、理事会でも審議の上、同様の措置をとらせていただく所存です。

また、会員の先生におかれましては、ご自身の医師のプロフィールについては今一度広告媒体(ホームページ、雑誌掲載等)をご確認のうえ、すでに役員を退任しているのに現在も役員(理事・代議員・幹事・委員会委員等)を継続しているかのような記載、その他正確性に欠ける肩書・資格の掲載等については随時最新かつ正確なものに修正をお願い申し上げます。本発信日より1ヶ月以内にご修正をお願いいたします。以降、不適切な状態のまま掲載されているものがみられる場合には、上記と同様の対応も検討させていただきます。

一般の皆様におかれましては、会員一覧、生殖医療専門医の認定者一覧や本会役員の最新情報は本会ホームページにてご確認いただけるものが正しい内容となっておりますので虚偽広告か否かをご判断いただく際にご確認をお願い申し上げます。

敬具